二　直轄事業に係る生産性の向上に関する技術基準（二以上の部局に共通するものに限る。）に係る特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関すること（総合政策局の所掌に属するものを除く。）。

三　生産性の向上に関する建設技術の研究及び開発並びにこれらの助成並びに普及に関することで新技術の導入及び活用に関する企画及び立案、調整並びに指導に関すること（他局及び官庁営繕部の所掌に属するものを除く。）。

10～13　（略）

14　技術開発官は、命を受けて、直轄事業に係る建設技術に関する研究及び開発に係る特定事項についての企画及び立案に関する事務（他局並びに官庁営繕部及び建設生産性向上推進官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（企画調整官、テロ対策官、運輸安全調査官、安全防災対策官及び交通緊急災害対策派遣官）

第十一条の二　大臣官房に、企画調整官二人、テロ対策官、運輸安全調査官及び安全防災対策官一人並びに交通緊急対策派遣官五十五人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）以内を置く。

2　企画調整官のうち一人は、命を受けて、危機管理官のつかさどる職務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整に関するもの（テロ対策官の所掌に属するものを除く。）を助ける。

3　（略）

4　テロ対策官は、命を受けて、危機管理官のつかさどる職務のうちテロ対策に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。

5～7　（略）

8　第五項に規定するもののほか、運輸安全調査官のうちから国土交通大臣が指名する者二人を次席運輸安全調査官とする。

9～11　（略）

（政策企画官及び政策調査専門官）

第二十条　官民連携政策課に、政策企画官一人及び政策調査専門官二人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）以内を置く。

2・3　（略）

（施工安全企画室及び環境・リサイクル企画室並びに調整官、事業総括調整官、交流連携事業調整官及び観光・地域づくり事業調整官）

第二十二条　公共事業企画調整課に、施工安全企画室及び環境・リサイクル企画室並びに調整官五人以内並びに事業総括調整官、交流連携事業調整官及び観光・地域づくり事業調整官それぞれ一人を置く。

2～8　（略）

9　観光・地域づくり事業調整官は、命を受けて、調整官のつかさどる事務のうち、観光による地域の振興に資する事業調整に関する重要事項に関するものをつかさどる。

10　事業総括調整官、交流連携事業調整官及び観光・地域づくり事業調整官は、調整官をもって充てられるものとする。

（国際展開推進官及び国際連携調整官）

第四十二条の三　国際課に、国際展開推進官及び国際連携調整官それぞれ一人を置く。

2　国際展開推進官は、命を受けて、土地・建設産業局の所掌に属する国際関係事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに連絡調整に関する事務をつかさどる。

3　（略）

9～12　（略）

13　技術開発官は、命を受けて、直轄事業に係る建設技術に関する研究及び開発に係る特定事項についての企画及び立案に関する事務（他局及び官庁営繕部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（企画調整官、運輸安全調査官、安全防災対策官及び交通緊急災害対策派遣官）

第十一条の二　大臣官房に、企画調整官二人、運輸安全調査官及び安全防災対策官一人並びに交通緊急対策派遣官五十五人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）以内を置く。

2　企画調整官のうち一人は、命を受けて、危機管理官のつかさどる職務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。

3　（略）

（新規）

4～6　（略）

7　第五項に規定するもののほか、運輸安全調査官のうちから国土交通大臣が指名する者一人を次席運輸安全調査官とする。

8～10　（略）

（政策企画官及び政策調査専門官）

第二十条　官民連携政策課に、政策企画官二人及び政策調査専門官二人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）以内を置く。

2・3　（略）

（施工安全企画室及び環境・リサイクル企画室並びに調整官、事業総括調整官及び交流連携事業調整官）

第二十二条　公共事業企画調整課に、施工安全企画室及び環境・リサイクル企画室並びに調整官四人以内並びに事業総括調整官及び交流連携事業調整官それぞれ一人を置く。

2～8　（略）

（新設）

9　事業総括調整官及び交流連携事業調整官は、調整官をもって充てられるものとする。

（国際連携調整官）

第四十二条の三　国際課に、国際連携調整官一人を置く。

（新設）

2　（略）